

### 事前周知内容記録書

届出者 商号又は名称  
氏 名 \_\_\_\_\_  
(法人である場合においては、代表者の氏名)

届出住宅 所 在 地 \_\_\_\_\_  
住宅の建て方  一戸建ての住宅  長屋  
 共同住宅  寄宿舍

事前周知内容

1 周知方法  ポスティング  個別説明  理事会等で説明  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )

2 事前周知先への周知状況

(1) 事前周知を行った周辺住民等 (名称又は部屋名)

日時	周知先	日時	周知先

(2) 申し出のあった意見の内容

No.	申し出のあった意見	対応状況等	備考
例	夜間の宴会等、静穏な環境を悪化することは禁止してほしい。	宿泊者の禁止事項に加えることとした。	

※ この記録書は、届出時に提出願います。また、住宅宿泊事業開始後、立入検査時に内容確認をすることがありますので、届出住宅においても保管して下さい。

様式 2

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成29年国土交通省令第65号)第1条第1号及び第3号の規定に基づき、非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置に関するチェックリスト  
 【平成29年国土交通省告示第1109号に規定する必要な措置】

届出住宅の所在地		不動産番号	
----------	--	-------	--

1. 届出住宅の条件等

(A-1) <input type="checkbox"/> 届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の一戸建ての住宅又は長屋	(A-2) <input type="checkbox"/> A-1以外の一戸建ての住宅又は長屋	(B-1) <input type="checkbox"/> 届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の共同住宅又は寄宿舍	(B-2) <input type="checkbox"/> B-1以外の共同住宅又は寄宿舍
---	---	---	---

※B-1の場合は本チェックリストの作成不要

2. 告示第一についての措置状況

適用の対象となる届出住宅	<input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がA-2であるもの
	<input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がB-2であるもの

講じる措置	措置の状況	状況の補足説明等
<b>A 非常用照明器具に関する措置</b>		
一 建築基準法施行令第126条の5に規定する技術的基準に適合する非常用の照明装置とすること	(告示第一第1号) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	
二 設置場所 宿泊室及び当該宿泊室から地上(届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口)に通じる部分(採光上有効に外気に開放された部分は除く)に設けること 但し、次に該当する建築物の部分にあっては、この限りではない。 平成12年建設省告示第1411号に定める建築物の部分	(告示第一第2号) <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当部分に設置あり適合 <input type="checkbox"/> 該当部分に未設置で非適合 → <input type="checkbox"/> 未設置部分が、但書に該当で適合 <input type="checkbox"/> 未設置部分が、但書に非該当で非適合

### 3. 告示第二についての措置状況

#### ●告示第二第1号の措置について

適用の対象となる届出住宅	<input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がA-2であるもの
	<input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がB-2であるもの

同一の届出住宅内の2以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合には、次のB又はCに掲げる措置を講じること。但し、自動火災報知設備等の設置に関し、以下の一かつ二に該当する場合はこの限りではない。⇒B及びCの措置の確認は不要

#### 一 避難通路について

宿泊者使用部分を平成26年国土交通省告示第860号各号のいずれかに該当するものとする	(告示第二第1号本文但書前段)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	
--	-----------------	-----------------------------	------------------------------	--

#### 二 自動火災報知設備等について

以下の①又は②に該当すること				
①宿泊者使用部分の各居室に消防法施行令第21条に基づき自動火災報知設備が設置されていること	(告示第二第1号本文但書後段)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	
②宿泊者使用部分の各居室に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に基づき特定小規模施設用自動火災報知設備が設置されていること		<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	



上記いずれかに非適合の場合は、以下のB及びCの確認

講 じ る 措 置	措 置 の 状 況	状 況 の 補 足 説 明 等
<b>B 防火の区画等に関する措置</b>		
<p>一 宿泊室と当該宿泊室から地上（届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口）に通じる部分（以下「当該部分」という。）とを建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること</p> <p>但し、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない</p> <p>建築基準法施行令第112条第3項各号のいずれかに該当する部分</p>	<p style="text-align: center;">(告示 第二第 1号イ (1))</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 適合</p> <p>(当該部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 非適合</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 該当部分あり    <input type="checkbox"/> 該当部分なし</p>	<p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 但書該当部分あり適合    <input type="checkbox"/> 但書該当部分なく非適合</p> <p>(当該部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p>
<p>二 4以上の宿泊室が相接する場合に、3室以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること</p> <p>但し、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない</p> <p>建築基準法施行令第112条第3項各号のいずれかに該当する部分</p>	<p style="text-align: center;">(4以上の宿泊室が相接)</p> <p style="text-align: center;">(告示 第二第 1号イ (2))</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 該当あり    <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 適合</p> <p>(当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 非適合</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 該当部分あり    <input type="checkbox"/> 該当部分なし</p>	<p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 但書該当部分あり適合    <input type="checkbox"/> 但書該当部分なく非適合</p> <p>(当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p>

講じる措置	措置の状況	状況の補足説明等
<p>三 相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡超の場合に、100㎡以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること</p> <p>但し、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない</p> <p>建築基準法施行令第112条第3項各号のいずれかに該当する部分</p>	<p>(告示 第二第 1号イ (3))</p> <p>(相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡超)</p> <p><input type="checkbox"/> 該当あり      <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 適合</p> <p>(当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 非適合 → <input type="checkbox"/> 但書該当部分あり適合      <input type="checkbox"/> 但書該当部分なく非適合</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部分あり      <input type="checkbox"/> 該当部分なし</p>	<p>(当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p>
<p>四 給水管、配電管その他の管が、一から三までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第114条第5項において準用する同令第112条第19項の規定に適合すること</p>	<p>(告示 第二第 1号イ (4))</p> <p>(給水管、配電管その他の管が、一から三までの壁を貫通)</p> <p><input type="checkbox"/> 該当あり      <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 適合</p> <p><input type="checkbox"/> 非適合</p>	
<p>五 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、一から三までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第114条第5項において読み替えて準用する同令第112条第20項の規定に適合すること</p>	<p>(告示 第二第 1号イ (5))</p> <p>(換気、暖房又は冷房の設備の風道が、一から三までの壁を貫通)</p> <p><input type="checkbox"/> 該当あり      <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 適合</p> <p><input type="checkbox"/> 非適合</p>	
<p><b>C スプリンクラー設備等の設置に関する措置</b></p>		
<p>一 宿泊室に建築基準法施行令第112条第3項に規定する自動スプリンクラー設備等が設置されていること</p>	<p>(告示 第二第 1号ロ)</p> <p><input type="checkbox"/> 適合      <input type="checkbox"/> 非適合</p>	

●告示第2第2号関係

適用の対象となる届出住宅	<input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がA-1であるもの
	<input type="checkbox"/> 届出住宅の条件等がA-2であるもの

講じる措置	措置の状況	状況の補足説明等
<b>D 届出住宅の規模等に関する措置</b>		
<b>一 宿泊室の床面積の合計について</b>		
<p>2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を100㎡(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が準耐火構造であるか又は同条第9号に規定する不燃材料で造られている場合は200㎡)以下とすること</p> <p>但し、次に掲げるものにあつては、この限りではない</p> <p>当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けるもの</p>	<p>(告示第2第2号イ)</p> <p><input type="checkbox"/> 床面積合計( )㎡</p> <p>(上記面積が100㎡又は200㎡超の場合は以下の適合を確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 適合</p> <p><input type="checkbox"/> 非適合</p>	
<b>二 宿泊者使用部分の床面積の合計について</b>		
<b>(1) 宿泊者使用部分の床面積の合計</b>		
<p>床面積の合計を200㎡未満とすること</p> <p>但し、次の①、②に掲げるものにあつては、この限りではない</p>	<p>(告示第2第2号ロ)</p> <p><input type="checkbox"/> 床面積合計( )㎡</p> <p>(上記面積が200㎡以上の場合は以下の①)と②)の適合を確認)</p>	
<p>① 届出住宅が、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部を同条第7号に規定する耐火構造とした建築物又は同条第9号の3イ若しくはロに該当する建築物であること</p>	<p>(告示第2第2号ロ(1))</p> <p><input type="checkbox"/> 適合</p> <p><input type="checkbox"/> 非適合</p>	
<p>② ①以外の場合であつて、宿泊者使用部分の各居室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く)及び天井(天井のない場合においては屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く)の仕上げを建築基準法施行令第128条の5第1項第1号に掲げる仕上げと、当該居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、同項第2号に掲げる仕上げとするもの</p>	<p>(告示第2第2号ロ(2))</p> <p><input type="checkbox"/> 適合</p> <p><input type="checkbox"/> 非適合</p>	

講 じ る 措 置	措 置 の 状 況	状 況 の 補 足 説 明 等
<p>(2) 各階における宿泊者使用部分の床面積の合計</p> <p>床面積の合計を200㎡以下(地階にあっては100㎡)とすること</p> <p>但し、次の①、②に掲げるものにあつては、この限りではない。</p> <p>①当該階の廊下が3室以下の専用のものであるもの</p> <p>②当該階の廊下(3室以下の専用のものを除く)の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上であるもの</p>	<p>(告示第二第二号ハ)</p> <p>地階の床面積合計( )㎡  1階の床面積合計( )㎡  2階の床面積合計( )㎡  3階の床面積合計( )㎡</p> <p>※4階以上の階に宿泊者使用部分がある場合は適宜追加記載すること  (上記各階の面積が200㎡超(地階は100㎡超)の場合は以下の①と②の適合を確認)</p> <p>① <input type="checkbox"/> 適合  <input type="checkbox"/> 非適合</p> <p>② <input type="checkbox"/> 適合  <input type="checkbox"/> 非適合</p>	
<p>(3) 2階における宿泊者使用部分の床面積の合計</p> <p>床面積の合計を300㎡未満とすること</p> <p>但し、次に掲げるものにあつては、この限りではない。</p> <p>届出住宅が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるもの</p>	<p>(告示第二第二号二)</p> <p><input type="checkbox"/> 床面積合計( )㎡</p> <p>(上記面積が300㎡以上の場合は以下の適合を確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 適合  <input type="checkbox"/> 非適合</p>	
<p>三 宿泊者使用部分を設ける階について</p>		
<p>以下の①又は②に該当すること</p>		
<p>①3階以上の階に設けないこと</p> <p>②4階以上に宿泊者使用部分を設けず、届出住宅の延べ面積が200㎡未満であり、かつ、次に掲げる基準に適合する場合  (1)建築基準法施行令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けている  (2)同令第112条第10項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第18項第2号に規定する構造である戸で区画されている</p> <p>但し、次に掲げるものにあつては、この限りではない。</p> <p>届出住宅が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるもの</p>	<p>(告示第二第二号ホ)</p> <p><input type="checkbox"/> 3階以上の階に設置なし</p> <p><input type="checkbox"/> 3階以上の階に設置あり</p> <p><input type="checkbox"/> 適合</p> <p><input type="checkbox"/> 非適合</p> <p><input type="checkbox"/> 適合  <input type="checkbox"/> 非適合</p>	

# 誓約書

届出者は、管理組合に住宅宿泊事業の実施を報告し、下記のとおり届出時点で住宅宿泊事業を禁止する管理組合の意思がないことを確認しました。

年 月 日

殿

商号又は名称

氏 名 印

(法人である場合においては、代表者の氏名)

管理組合に報告した日	年 月 日	
管理組合	管理組合名	
	役職	
	氏名	
	連絡先	( - - )
		1. 無 2. 有
当該マンションにおける住宅宿泊事業に関する決議	【2. 有】の場合はその決議の内容	

- ① 「当該マンションにおける住宅宿泊事業に関する決議」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 報告する相手方は管理組合の役員であること（理事長等）。
- ③ 管理組合の連絡先は、管理組合が管理業務を委託している管理会社でも可とする。



# 事前相談記録書

- 住宅宿泊事業の届出を行おうとする方（相談者）が記載してください。  
太枠部分は相談前に記載願います。

相談実施年月日		
事業開始予定年月日		
相談実施者（法人）氏名		
対象物所在・名称		
届出予定住宅の状況	家主 在・不在	宿泊室面積 $m^2$
相談内容		

※ 消防機関確認欄

相談先消防機関 確認印	
----------------	--

# 誓約書

様式6

(法人用)

年 月 日

杉並区長 宛

商号又は名称  
代表者の氏名

印

届出者及び届出者の役員は、住宅宿泊事業法第4条第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

併せて、杉並区長に住宅宿泊事業に係る届出を行うに当たり、旅行者の利便性向上や近隣住民とのトラブル防止のため、杉並区のホームページにおいて、届出に関する以下の情報について公開することに同意します。

- (1) 届出住宅の住所
- (2) 届出番号
- (3) 届出年月日
- (4) 住宅宿泊管理業者の名称（家主不在型の場合）

## (参考) 住宅宿泊事業法第4条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 1 心身の故障により業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの※  
※精神の機能の障害により住宅宿泊事業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者（当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。）
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第25条第1項第7号及び第49条第1項第7号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

# 誓約書

様式7

(個人用)

年 月 日

杉並区長 宛

氏 名 印

〔 法定代理人  
商号又は名称  
氏 名 印 〕

(法人である場合においては、代表者の氏名)

届出者は、住宅宿泊事業法第4条第1号から第6号まで及び第8号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

併せて、杉並区長に住宅宿泊事業に係る届出を行うに当たり、旅行者の利便性向上や近隣住民とのトラブル防止のため、杉並区のホームページにおいて、届出に関する以下の情報について公開することに同意します。

- (1) 届出住宅の住所
- (2) 届出番号
- (3) 届出年月日
- (4) 住宅宿泊管理業者の名称 (家主不在型の場合)

## (参考) 住宅宿泊事業法第4条 (欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 1 心身の故障により業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの※  
※精神の機能の障害により住宅宿泊事業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者 (当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。)
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人 (法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第25条第1項第7号及び第49条第1項第7号において同じ。) が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者